

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し出店者とする手続を実施する。

令和7年(2025年)12月5日

北海道日高振興局長 高見 芳彦

1 出店場所

- | | | |
|------------------|---|-----------------------|
| (1) 名 | 称 | 日高振興局売店 |
| (2) 所 | 在 | 浦河町栄丘東通56 日高振興局庁舎地下1階 |
| (3) 占 有 面 積 | 積 | 111.99 平方メートル |
| (4) 日高振興局庁舎勤務職員数 | 約 | 290人(公告時) |

2 公募の参加にあたって必要な資格 次のいずれにも該当すること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていなこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと
- (6) 良質な食材及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (7) 個人を除く法人等の場合には、道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (8) 個人の場合には、日高振興局管内に在住していること
- (9) 低廉でその品質が優れている商品の販売能力及び実績を有していること
- (10) 過去3年間に食品衛生法、薬事法等関係法令にかかる行政処分を受けていないこと
- (11) 個人、代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- (12) 破産手続き開始の決定を受けた個人、法人又は清算法人でないこと
- (13) 次に掲げる税を滞納している者でないこと
 - ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある者を除く)
 - ウ 消費税及び地方消費税に滞納がないこと
- (14) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (15) 複数の法人等による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、コンソーシアムの構成員が単体又は他のコンソーシアムの構成員として参加するものでないこと

3 応募資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 受付期間 令和7年12月5日(金)から12月15日(月)まで
 - イ 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出方法 持参または郵送による
 - エ 提出場所 〒057-8558 浦河町栄丘東通56 日高振興局総務課職員・財産係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期間 応募資格の審査結果を受理した日~2週間以内
- (2) 提出場所 057-8558 浦河町栄丘東通56 日高振興局総務課職員・財産係

電子メール : hidaka.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 提出方法 持参、郵送またはメールによる

5 出店者の選定

「日高振興局福利厚生施設運営プロポーザル審査会」を設置し、応募者の提案書類等を審査のうえ、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定する。

6 出店手続

出店者を決定した後、行政財産の使用許可を受けて出店となる。

なお、管理運営については、覚書を取り交わすこととする。

7 公募に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 日高振興局総務課

(2) 所在地 浦河町栄丘東通56

(3) 連絡先 電話 : 0146-22-9042

8 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び選定者名は、公表する。

(3) 詳細は、公募要領による（下記の総務課ホームページを参照すること）

<https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/242106.html>